

平成 27 年 5 月

各 位

一般財団法人 日本文化用品安全試験所  
東京事業所 化学分析センター

### 試験・検査のご依頼に際して

平素は当試験所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当試験所が試験・検査を受託させていただきます際に、ご依頼者様にご承知いただきたい事項を下記のとおりお知らせいたしますのでご一読いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 試験・検査のご依頼について

- (1) 試験・検査の種類により、『試験・検査依頼書』又は、『輸入食品等試験検査依頼書』（以下、「依頼書」という。）等に必要となる事項を記載していただき、必要書類を添えてご依頼ください。
- (2) 試験・検査（以下、「検査」という。）は、各種法規に基づく方法により行ないますが、ご指定の方法がある場合は、当試験所が実施可能であり、かつ妥当なものとして判断した場合に限り検査方法を採用させていただきますので、受付でご相談をお願いします。
- (3) 検査依頼と検査方法  
物性、可燃性試験は、提出された製品毎に個別で検査を実施いたします。  
化学分析検査は、結果に悪影響を及ぼさない範囲で混合してスクリーニング検査を行ないます。その際、不適合又は不適合の可能性のある検査結果の場合には、再度個別に検査を行ないます。（個別に検査を行なうためには、個別の検査費用が必要です）
- (4) 検査の目的や検体等、当試験所が検査の受託を不適切と判断した場合には、検査の受託に応じられません。
- (5) 検査の受託前に、規格に適合するかしないかに関するご相談には応じかねます。正式にご依頼いただき、その「試験成績報告書」又は「輸入食品等試験

検査証明書」(以下、「報告書」という。)で検査結果をご確認下さい。

なお、検査結果については口頭でのご連絡は行なっておりませんので「報告書」でご確認ください。

(6) 検査等の相談について

不適合の改良点に対する技術的な相談等の相談業務は行っておりません。

(7) 検体に毒物が含まれるような場合や危険物等にあつては、検査を受託できませんので、予めお申し出ください。

お申し出なく、これらの検体により人的あるいは物的な被害を当試験所が被った場合には、損害賠償を請求させて頂く場合がございます。

## 2. 検体(検査品)について

(1) 検査の種類、項目により検査に必要な検体数が異なります。

当試験所ホームページでご確認下さい。

(2) 残余検体は原則としてご返却いたしません。

検査終了後、当試験所が責任を以って1カ月間保管し、その後、廃棄処分といたします。

(3) 検査方法等に関しては、当試験所の手順に従い実施しますが、注意事項等がある場合は、その旨を予め「依頼書」等にご記入いただくと共に受付担当者までご一報ください。

(4) 検体の送付

① 検体を送付される際には、検体を入れた箱又は袋に、依頼者名のご記入をお願いします。

② 内容物や依頼者が不明な場合には、受け取りを拒否するか、受け取り後も依頼者から連絡があるまで開梱を行ないません。

③ 特に、海外からの直送品については、箱又は袋の内容物が不明な場合は受け取りを行なった場合でも、依頼者からの連絡が無い限り開封を行ないません。

(5) 特急検査のご依頼時

宅配便などを利用し、検査品・依頼書を送付される場合で、特急納期を希望される際には、送付する外側の箱又は送付する袋の外側の宅配便伝票の

近くに「特急依頼在中」と記載ください。この記載が無い場合には特急納期の受付が出来ないことがありますのでご注意ください。

#### (6) 検査品の発送（追加等発送時）

試験・検査依頼を受付けた後に、検査に必要な量が足りない等で、検査品を送付される場合には、当該検査品に「受付番号」「品名」を記載した紙の添付をお願いいたします。

### 3. 検査内容の変更又は中止

検査受付後の変更又は中止につきましては、お電話にてご一報いただくと共に、その旨を文書またはメールにてご連絡をお願いいたします。

なお、検体不足等検体の事由により検査が不能となる場合も含め、それまでに発生した費用を請求させていただきますので、予めご了承の程お願いいたします。

### 4. 報告書の発行予定日

報告書の発行予定日は、検査の状況等により遅れる場合がございますので、予めご了承下さい。

なお、検査納期日は、報告書をメールで発送する日となります。

(1) 依頼書等の記載された内容と異なる場合は、予定した検査納期では完了できません。

(2) 依頼書等の記載された内容と異なる事により検査に必要な検体が不足し、再送付が必要となった場合にも、検体送付に関わる費用はご依頼者様がご負担下さい。

(3) 検査結果が不適合になった場合又は不適合の疑いのある場合には、再確認検査などのため、予定した納期で完了出来ない場合がございます。

### 5. 検査手数料

#### (1) 請求書の発行

検査手数料のお支払いは検査完了後、最も近い締め日にて請求書を発行いたしますので、振込にてご入金をお願いいたします。

当試験所では通常月末を締め日としております。

なお、銀行振込等お支払いに係る手数料はご依頼者様のご負担とさせていただきます。

(2) 当試験所を初めてご利用される場合

当試験所を初めてご利用されるご依頼者様は、ご入金を確認した後、報告書を発送いたしますのでご了承ください。

(3) 検査の途中で検査中止をお申し出がされた場合

検査を開始した後、検査が完了する前に検査の中止を申し出られた場合、中止をお申し出された時点で既に検査が終了している検査項目につきましては、検査費用をご請求いたします。

また、検査開始前であっても、前処理が終了している場合には、前処理費用としてご請求いたします。

(4) 化学分析検査について

① 化学分析センターで受託する検査のうち、特に食品衛生法(おもちゃ)、ST検査等は、検査依頼前に検査項目を確定することが非常に困難です。塗膜の剥離や重量の実測、面積の実測、材質、色の数等、様々な確認作業を行ないながら検査項目の確定をいたします。

② ①により、見積書や概算書の作成は原則行なっておりません。

なお、食品衛生法(おもちゃ)等の検査では、事前に予測された検査項目以外の検査項目が発生することが多くありますので、その際には検査実施項目による検査費用をご請求いたします。

## 6. 報告書等の内容

(1) 報告書等の発行後は、記載された検査結果はもとより合理的な理由がない限り、ご依頼者様名、検体名称等について変更はできませんので、ご依頼の際には依頼書等の記入内容は十分にご確認をお願いいたします。

(2) 報告書は、和文にて正本を1部発行いたします。

(3) 報告書等の再発行をご希望の場合は、正本の発行日より原則1年以内限り、有料にて発行いたします。

(4) 報告書等の英訳は、和文の正本の発行日より原則1年以内限り有料にて

発行いたします。

- (5) 報告書等の送付に関して留意事項がある場合には、検査の申し込み時に依頼書の記載欄に送付方法をご記入いただくと共に、受付担当者にお申し出ください。

## 7. 報告書等に係る留意事項について

### (1) 報告書等に関する経済的負担の免責

検査結果及び報告書等に起因する紛議または経済的負担に関して、当試験所は一切の責任を負いません。

### (2) 検査の秘密保持

当試験所は、受託した検査により知り得た事項を、ご依頼者様及びご指定いただいた者以外に開示いたしません。

但し、正式な申し入れによる行政、政府機関等からの閲覧はこの限りではありません。

### (3) 報告書の検査データの商品等への記載

報告書等及び検査データを、商品、ラベル、ホームページ等に記載する場合には、当試験所に掲載承認依頼をお願いいたします。

なお、ご依頼者様の作成した記載物に起因する紛議または経済的負担に関して、当試験所は一切の責任を負いません。

- (4) 当試験所の了解を得ずして、ご依頼者様の作成した記載物により当試験所の名誉、信用が大きく傷つけられた場合は、法令の定めるところに従い損害賠償請求措置をとることがあります。

### (5) 個人情報の利用目的

ご依頼者様の個人情報は、検査に関わる連絡、当試験所が実施する各種情報の提供に限り利用いたします。

## 8. その他

以上の検査のご依頼に関して疑義が生じた場合、ご依頼者様及び当試験所は誠意を持って協議のうえ解決に当たるものとします。

以上